

第 5 章 予報及び警報等

第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等

1 気象庁が行う水防活動用予報及び警報

京都地方気象庁が行う「水防活動の利用に適合する（以下、「水防活動用」という。）予報及び警報（以下、「予報警報」という。）」について、その区域、予報警報の種類並びに発表基準その他を次のとおり定める。

なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報として行われるもので、水防活動用の特別警報は行われない。

(1) 予報警報の区域

ア 京都地方気象庁の予報警報の区域を「京都府予報警報区域細分表」（22頁）に示す。

イ 一次細分区域とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域をいう。

二次細分区域とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

市町村等をまとめた地域は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

ウ 京都府南部地域は「南部」と、京都府北部地域は「北部」と略称する。

エ 境界線を「京都府予報警報区域細分図」（23頁）に示す。

(2) 予報警報の種類

水防活動用予報警報の種類及びこれらの内容を以下に示す。

予報警報は、水防管理団体等に迅速かつ適切に水防活動指針を与えるとともに、一般住民（公私の団体を含む。以下同じ）への周知により、相応の対策を促すためのものである。

ア 洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

イ 洪水警報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合の警報

ウ 大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための

予報

エ 大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合の警報

大雨警報については、基準要素に応じて、特に警戒すべき事項を「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、括弧書きで表記される。

なお、テレビやラジオ等では、「大雨警報」の括弧書きの部分は省略される場合がある。大雨警報の基準要素と、警報との関係は次表のとおり。

基準要素	警報（括弧内は特に警戒すべき事項）
表面雨量指数	大雨警報（浸水害）
土壌雨量指数	大雨警報（土砂災害）

※「表面雨量指数」、「土壌雨量指数」両方の基準要素に応じた表記は、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となる

オ 大雨特別警報

台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合の警報

カ 高潮注意報

台風等のため海面の異常上昇による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

キ 高潮警報

台風等のため海面の異常上昇による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合の警報

ク 高潮特別警報

数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合の警報

(3) 予報警報の発表基準

予報警報の種類ごとの発表基準を「注意報・警報発表基準表」（24～29頁）に示す。

(4) 予報警報の継続・切替・解除

ア 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

- イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- ウ 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

(5) 伝達方法等

- ア 注意報・警報は、定型化された形式により伝達する。
- イ 注意報・警報の伝達手段及び経路については、資料編（97頁）に定める。

2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

3 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかつた状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

また、これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動等に利用する。

(ア) 台風に関する気象情報（以下、「台風情報」という。）

(イ) 大雨に関する気象情報（以下、「大雨情報」という。）

(ウ) 記録的短時間大雨情報

(エ) 土砂災害警戒情報

(オ) その他、水防活動に密接に関連する気象情報

(1) 台風情報

ア 台風情報の発表

台風情報は、京都地方気象台が発表する。

発表開始の目安は、台風の強さや進行状況によるが、京都府に影響するおそれが強まった時点とし、影響が弱まった時点での情報には、「終了」の通知を含めて発表する。

イ 台風情報の伝達

台風情報は、定型化された形式により伝達する（資料編135頁）。

伝達の手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

ウ 台風情報の内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

(2) 大雨情報

ア 大雨情報の発表

大雨情報は、京都地方気象台が発表する。

大雨情報は、大雨が予想される気象状況について、注意報又は警報発表の予告的情報として、また、注意報・警報の継続中に気象状況の変化・降雨の実況と予測・防災上のコメント等を報ずる。

イ 内容

大雨情報は、大雨が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

ウ 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

エ 大雨情報の伝達

大雨情報は、定型化された形式により伝達する（資料編136頁様式②）。

伝達の手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

(3) 記録的短時間大雨情報

ア 記録的短時間大雨情報の発表

記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。この情報は、「1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき」、その事実を速報することによって、危険を急告するために発表する。

イ 情報の意義

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度位しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引き金となりやすい。特に長雨や一定以上の先行降雨があった場合には、その危険が大きい。

この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

ウ 記録的短時間大雨情報の伝達

記録的短時間大雨情報は、定型化された形式により伝達する（資料編136頁様式③）。

伝達の手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

記録的短時間大雨情報は、まれにしか発表されないが、格別に緊急を要する情報である。

伝達に当たっては、速報に努める。

(4) 土砂災害警戒情報

ア 発表

「京都府土砂災害警戒情報」は、該当市町村毎に京都府と京都地方気象台が共同で発表する。ただし、平成16年以降に合併した市町は旧市町ごとに、また京都市域は区ごとに発表する。（京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町には発表されない）

イ 内容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、文章を補足する図を報ずる。

ウ 意義

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、原則として市町村を対象に発表される。

これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。

エ 発表基準等

(ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。

平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

(イ) 過去の災害がない5キロメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

(ウ) 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

オ 伝達

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。

(5) その他の気象情報

長雨、異常潮位等、その他定型化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を用いないが、正確で迅速な伝達に努める。伝達の手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

4 気象観測所の配置

京都地方気象台所属のアメダス観測所を「地域気象観測所一覧表」（資料編257頁）に、その設置地点を「同配置図」（資料編258頁）に示す。

京都府予報警報区域細分表

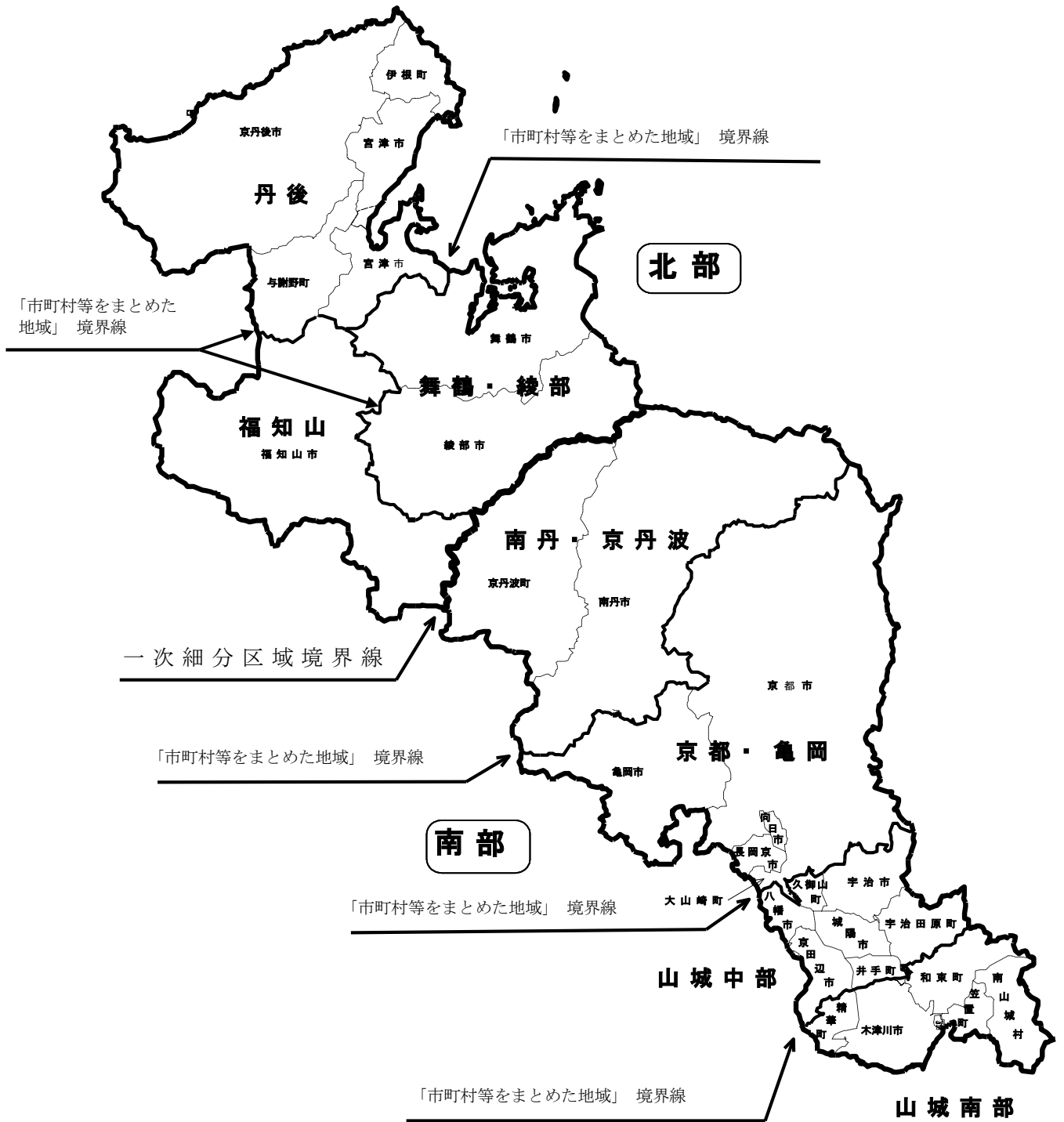
府県予報区	一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域
京 都 府	北 部	宮 津 市 京 丹 後 市 伊 根 町 与 謝 野 町	丹 後
		舞 鶴 市 綾 部 市	舞鶴・綾部
		福 知 山 市	福 知 山
	南 部	南 丹 市 京 丹 波 町	南丹・京丹波
		京 都 市 亀 岡 市 向 日 市 長 岡 京 市 大 山 崎 町	京都・亀岡
		宇 治 市 城 陽 市 八 幡 市 京 田 辺 市 久 御 山 町 井 手 町 宇 治 田 原 町	山城中部
		木 津 川 市 笠 置 町 和 束 町 精 華 町 南 山 城 村	山城南部

注1：「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域

注2：「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

注3：「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

京都府予報警報区域細分図



警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

令和元年5月29日現在

発表官署		京都地方気象台						
府県予報区		京都府						
一次細分区域		南部			北部			
市町村等をまとめた地域		京都・亀岡	南丹・京丹波	山城中部	山城南部	丹後	舞鶴・綾部 福知山	
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合						
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合						
	暴風(平均風速)	20m/s			陸上 20m/s, 海上 25m/s		20m/s	
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 24時間降雪の深さ15cm, 山地 24時間降雪の深さ60cm	24時間降雪の深さ60cm	24時間降雪の深さ15cm		平地 24時間降雪の深さ40cm, 山地 24時間降雪の深さ60cm		
	波浪(有義波高)					6.0m		
注	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合						
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合						
	強風(平均風速)	12m/s			陸上 12m/s, 海上 15m/s		12m/s	
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm, 山地 24時間降雪の深さ20cm	24時間降雪の深さ20cm	24時間降雪の深さ5cm		平地 24時間降雪の深さ20cm, 山地 24時間降雪の深さ20cm		
	波浪(有義波高)					3.0m		
	雷	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合 落雷等により被害が予想される場合						
	融雪							
	報	濃霧(視程)	100m			陸上 100m, 海上 500m		100m
		乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			最小湿度40%で実効湿度70%		
		なだれ	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*1			①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨*2		
低温		最低気温-4℃以下*1			最低気温-4℃以下*2			
霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合			晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が4℃以下になると予想される場合			
着氷								
着雪		24時間降雪の深さ: 平地30cm以上 山地60cm以上 気温:-2℃~2℃	24時間降雪の深さ:60cm以上 気温:-2℃~2℃	24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:-2℃~2℃		24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:0℃~3℃		
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		90mm						

* 1 気温は京都地方気象台の値。

* 2 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

(別表1)大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	15	112
	亀岡市	12	115
	向日市	16	138
	長岡京市	18	129
	大山崎町	16	122
南丹・京丹波	南丹市	13	115
	京丹波町	16	120
山城中部	宇治市	15	114
	城陽市	13	127
	八幡市	18	124
	京田辺市	17	127
	久御山町	17	—
	井手町	12	128
	宇治田原町	18	127
山城南部	木津川市	11	123
	笠置町	14	125
	和束町	14	131
	精華町	18	127
	南山城村	14	128
丹後	宮津市	13	114
	京丹後市	9	105
	伊根町	13	135
	与謝野町	10	114
舞鶴・綾部	舞鶴市	16	125
	綾部市	14	112
福知山	福知山市	10	118

注 大雨警報基準表の見方

(1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3) 土壌雨量指数基準は、1km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

(別表2)洪水警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=14.7, 西羽東師川流域=11.2, 西高瀬川流域=10.8, 白川流域=8.8, 岩倉川流域=8.9, 鞍馬川流域=14.4, 新川流域=4.8, 天神川流域=7.6, 御室川流域=8.4, 有栖川流域=10.6, 清滝川流域=13.5, 桂川(上流)流域=26.9, 弓削川流域=11.6, 山科川流域=15.6, 旧安祥寺川流域=5.8, 安祥寺川流域=11.7	桂川(下流)流域=(10, 43.7), 鴨川流域=(14, 15.2), 小畑川流域=(8, 13.8), 西羽東師川流域=(8, 9.7), 西高瀬川流域=(8, 9.7), 白川流域=(14, 6.7), 岩倉川流域=(8, 8), 天神川流域=(8, 6.8), 御室川流域=(8, 8.3), 有栖川流域=(8, 8.7), 清滝川流域=(8, 12.2), 山科川流域=(12, 11.7), 旧安祥寺川流域=(8, 5.1), 安祥寺川流域=(8, 10.5)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=6.3, 鶴の川流域=7.1, 年谷川流域=9.3, 雑水川流域=5.1, 菅我谷川流域=9.3, 七谷川流域=8.1, 犬飼川流域=10.6, 千々川流域=6.6, 三俣川流域=8, 本梅川流域=10.8	東掛川流域=(5, 5.6), 鶴の川流域=(5, 6.4), 年谷川流域=(6, 8.5), 雑水川流域=(5, 4.5), 犬飼川流域=(8, 7.5), 千々川流域=(5, 5.9), 本梅川流域=(6, 9.7)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=12.4	—	桂川下流[桂]
	長岡京市	小泉川流域=9.6, 小畑川流域=13.7	—	桂川下流[桂]
	大山崎町	小泉川流域=10.6, 小畑川流域=13.7	—	淀川[枚方], 桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=19, 棚野川流域=17, 原川流域=7.3, 河内谷川流域=7.1, 西川流域=12.2, 東所川流域=4.4, 三俣川流域=10.8, 官山川流域=6.6, 園部川流域=9.4, 陣田川流域=5.7, 半田川流域=10.9, 本梅川流域=14.3, 八田川流域=6.4, 田原川流域=14.2, 志和賀川流域=3.7, 木住川流域=6.4, 中世木川流域=6.1, 海老谷川流域=6.9	由良川流域=(9, 17.1), 棚野川流域=(7, 15.3), 原川流域=(7, 6.5), 園部川流域=(7, 8), 本梅川流域=(7, 12.7), 田原川流域=(7, 12.7), 志和賀川流域=(7, 3.3), 木住川流域=(7, 5.7)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=35.7, 土師川流域=11.6, 高屋川流域=17.2, 上和知川流域=11.1, 井尻川流域=5.5, 質美川流域=7.2, 実勢川流域=4.7, 須知川流域=9.8, 曾根川流域=5.3, 水呑川流域=5.9, 西河内川流域=4.8	由良川流域=(7, 32.1), 土師川流域=(7, 10.4), 高屋川流域=(7, 15.4), 上和知川流域=(7, 9.9), 井尻川流域=(7, 4.9), 質美川流域=(7, 6.4), 須知川流域=(7, 8.8), 曾根川流域=(7, 4.7), 西河内川流域=(7, 4.3)	—
山城中部	宇治市	井川流域=5.9, 名木川流域=6.5, 山科川流域=15.8, 志津川流域=9, 笠取川流域=7.1	宇治川流域=(16, 38.6), 井川流域=(8, 5.8), 名木川流域=(6, 5.8), 志津川流域=(6, 8.1), 笠取川流域=(6, 6.3)	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	城陽市	古川流域=7, 長谷川流域=5.6, 青谷川流域=7.7	古川流域=(12, 3.9)	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=8.5	大谷川流域=(8, 7.3)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 淀川[枚方], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=5.8, 普賢寺川流域=7.2	防賀川流域=(7, 5.5)	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=11, 名木川流域=6.6	—	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=8, 南谷川流域=5.7, 玉川流域=6.4	—	木津川下流[加茂]
	宇治田原町	田原川流域=7.7	—	—
山城南部	木津川市	天神川流域=4.8, 不動川流域=5.2, 鳴子川流域=6.1, 井関川流域=4.6, 山田川流域=5.7, 赤田川流域=5.6, 新川流域=6.8, 和東川流域=15.7	井関川流域=(9, 3.6), 山田川流域=(7, 4.8)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=14.4, 打滝川流域=9, 横川流域=5.4	—	木津川上流[岩倉], 木津川下流[加茂]
	和東町	和東川流域=13, 中村川流域=4.9, 南川流域=4.6	—	木津川上流[岩倉], 木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=7.1, 山田川流域=5.4	—	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=55.7	—	木津川上流[岩倉]
丹後	宮津市	大手川流域=8.4, 野田川流域=19.6, 神子川流域=4.6	大手川流域=(6, 3.9)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=5.5, 宇川流域=17.7, 竹野川流域=14.8, 大橋川流域=3.3, 福田川流域=6.1, 木津川流域=9.4, 佐濃谷川流域=10, 川上谷川流域=9, 栃谷川流域=3.8, 久美谷川流域=4.7, 吉永川流域=5.2, 小西川流域=4.2, 鵜留川流域=9.4, 新庄川流域=4.3, 俵野川流域=4.2, 三原川流域=5.4, 長野川流域=5.2, 円頓寺川流域=4.7, 大谷川流域=4.5	宇川流域=(7, 11.7), 竹野川流域=(5, 7.5), 大橋川流域=(7, 2.9), 福田川流域=(5, 5), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 9), 川上谷川流域=(5, 8.1), 栃谷川流域=(7, 3.5), 久美谷川流域=(7, 4.2), 小西川流域=(9, 3.7), 鵜留川流域=(5, 8.4), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 3.7), 大谷川流域=(9, 4.4)	—
	伊根町	筒川流域=14.8, 長延川流域=5.8, 田原川流域=7.4	—	—
	与謝野町	野田川流域=14.4, 岩屋川流域=5.6, 加悦奥川流域=6.3, 滝川流域=7.5	野田川流域=(5, 12.5), 加悦奥川流域=(5, 5.6)	—
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=5.8, 久田美川流域=4.7, 岡田川流域=10.2, 桜川流域=12.7, 平川流域=4.6, 滝川流域=6.4, 池内川流域=11.9, 河辺川流域=7.7, 志楽川流域=5.6, 祖母谷川流域=7.4, 与保呂川流域=9.7, 伊佐津川流域=17.9, 高野川流域=5.8, 福井川流域=4.1, 野原川流域=5.9	由良川流域=(7, 39.3), 志楽川流域=(7, 5.5), 祖母谷川流域=(6, 5.5), 与保呂川流域=(7, 8.7), 伊佐津川流域=(13, 13.9), 高野川流域=(13, 5)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=13.4, 安場川流域=5, 八田川流域=11.2, 上林川流域=22	由良川流域=(5, 52), 犀川流域=(5, 11.6), 上林川流域=(5, 16.5)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=11.6, 尾藤川流域=5.9, 在田川流域=4.7, 花倉川流域=7.1, 大呂川流域=5.7, 牧川流域=21.6, 和久川流域=9.8, 土師川流域=28.6, 大谷川流域=4.9, 相長川流域=5.9, 雲原川流域=10.8, 佐々木川流域=10.6, 柳川流域=8.8, 千原川流域=5.3, 直見川流域=7.7, 弘法川流域=3.6, 竹田川流域=24.2, 川合川流域=12, 榎原川流域=6	由良川流域=(6, 41.4), 宮川流域=(6, 11.5), 尾藤川流域=(6, 5.3), 在田川流域=(6, 4.2), 大呂川流域=(6, 5.1), 牧川流域=(6, 18.2), 和久川流域=(6, 8.8), 土師川流域=(6, 24.8), 大谷川流域=(6, 4.4), 弘法川流域=(6, 3.2), 川合川流域=(6, 10.5), 榎原川流域=(6, 5.9)	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

注 洪水警報基準表の見方

- (1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- (2) 流域雨量指数基準及び複合基準は、主な河川について記載している。
- (3) 欄中、「〇〇川流域=□□」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上」を意味する。
- (4) 欄中、「〇〇川流域=□□、△△」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上かつ表面雨量指数△△以上」を意味する。
- (5) 基準が設定されていない市町村等については、その欄を「—」で示している。
- (6) 「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川[△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

<参考>

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(別表3)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	8	87
	亀岡市	7	89
	向日市	9	107
	長岡京市	11	100
	大山崎町	8	95
南丹・京丹波	南丹市	6	79
	京丹波町	7	82
山城中部	宇治市	8	83
	城陽市	10	92
	八幡市	11	90
	京田辺市	11	92
	久御山町	11	112
	井手町	6	93
	宇治田原町	9	92
山城南部	木津川市	6	98
	笠置町	8	100
	和束町	8	104
	精華町	9	101
	南山城村	6	102
丹後	宮津市	6	80
	京丹後市	5	74
	伊根町	6	95
	与謝野町	6	80
舞鶴・綾部	舞鶴市	8	90
	綾部市	7	80
福知山	福知山市	7	87

注 大雨注意報基準表の見方

(1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3) 土壌雨量指数基準は、1km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

(別表4)洪水注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=11.7, 西羽東師川流域=8.9, 西高瀬川流域=8.6, 白川流域=7, 岩倉川流域=7.1, 鞍馬川流域=11.5, 新川流域=3.8, 天神川流域=6, 御室川流域=6.7, 有栖川流域=8.4, 清滝川流域=10.8, 桂川(上流)流域=21.5, 弓削川流域=9.2, 山科川流域=12.4, 旧安祥寺川流域=4.6, 安祥寺川流域=9.3	桂川(下流)流域=(7, 36.4), 鴨川流域=(5, 13.7), 小畑川流域=(5, 11.7), 西羽東師川流域=(5, 8.7), 西高瀬川流域=(5, 8.6), 白川流域=(5, 6), 岩倉川流域=(8, 5.7), 鞍馬川流域=(5, 11.5), 新川流域=(5, 3.8), 天神川流域=(8, 4.8), 御室川流域=(5, 6.7), 有栖川流域=(5, 7.8), 清滝川流域=(8, 10.8), 山科川流域=(9, 6.6), 旧安祥寺川流域=(5, 4.6), 安祥寺川流域=(5, 9.3)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=5, 鶴の川流域=5.6, 年谷川流域=6.5, 雑水川流域=4, 曾我谷川流域=7.4, 七谷川流域=6.4, 犬飼川流域=8.4, 千々川流域=5.2, 三俣川流域=6.4, 本梅川流域=8.6	東掛川流域=(5, 5), 桂川流域=(6, 23), 鶴の川流域=(5, 5.6), 年谷川流域=(5, 6.5), 雑水川流域=(5, 4), 曾我谷川流域=(5, 7.4), 七谷川流域=(5, 4.9), 犬飼川流域=(6, 6.7), 千々川流域=(5, 4.2), 本梅川流域=(5, 8.6)	淀川水系 桂川中流・園部川 [鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=9.9	小畑川流域=(9, 7.9)	—
	長岡京市	小泉川流域=7.6, 小畑川流域=10.9	小泉川流域=(5, 7.6), 小畑川流域=(9, 8.7)	—
	大山崎町	小泉川流域=8.4, 小畑川流域=11	小畑川流域=(9, 8.8)	桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=15.2, 棚野川流域=13.6, 原川流域=5.8, 河内谷川流域=5.6, 西川流域=9.7, 東所川流域=3.5, 三俣川流域=8.6, 官山川流域=5.2, 園部川流域=7.6, 陣田川流域=4.5, 半田川流域=8.7, 本梅川流域=11.4, 八田川流域=5.1, 田原川流域=11.3, 志和賀川流域=2.9, 木住川流域=5.1, 中世木川流域=4.8, 海老谷川流域=5.5	桂川流域=(7, 30), 由良川流域=(7, 12.2), 棚野川流域=(7, 10.9), 原川流域=(7, 5.8), 河内谷川流域=(7, 4.5), 西川流域=(5, 9.7), 東所川流域=(5, 3.5), 三俣川流域=(7, 6.9), 官山川流域=(7, 3.5), 園部川流域=(5, 7.2), 陣田川流域=(5, 4.5), 半田川流域=(5, 8.7), 本梅川流域=(5, 7), 田原川流域=(7, 11.3), 志和賀川流域=(7, 2.3), 木住川流域=(7, 5.1), 中世木川流域=(5, 4.8), 海老谷川流域=(5, 5.5)	淀川水系 桂川中流・園部川 [鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=28.5, 土師川流域=9.2, 高屋川流域=13.7, 上和知川流域=8.8, 井尻川流域=4.4, 質美川流域=5.7, 実勢川流域=3.7, 須知川流域=7.8, 曾根川流域=4.2, 水呑川流域=4.7, 西河内川流域=3.8	由良川流域=(7, 28.5), 土師川流域=(7, 7.4), 高屋川流域=(7, 11), 上和知川流域=(7, 7), 井尻川流域=(7, 3.5), 質美川流域=(7, 4.6), 実勢川流域=(5, 3.7), 須知川流域=(7, 6.2), 曾根川流域=(7, 3.4), 水呑川流域=(5, 4.7), 西河内川流域=(7, 3)	—
山城中部	宇治市	井川流域=3.6, 名木川流域=5.2, 山科川流域=12.6, 志津川流域=7.2, 笠取川流域=5.6	宇治川流域=(6, 34.7), 井川流域=(5, 3.6), 名木川流域=(5, 5.2), 山科川流域=(6, 10.1), 志津川流域=(5, 7.2), 笠取川流域=(6, 4.5)	宇治川[榎尾山]
	城陽市	古川流域=5.6, 長谷川流域=4.4, 青谷川流域=6.1	木津川流域=(7, 65.5), 古川流域=(5, 3.5), 長谷川流域=(9, 3.3), 青谷川流域=(5, 5.9)	木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=6.8	大谷川流域=(5, 4)	宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=4.6, 普賢寺川流域=5.7	防賀川流域=(5, 3.9)	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=8.8, 名木川流域=5.2	—	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=6.4, 南谷川流域=4.5, 玉川流域=5.1	—	木津川下流[加茂]
山城南部	宇治田原町	田原川流域=6.1	田原川流域=(7, 5.4)	—
	木津川市	天神川流域=3.8, 不動川流域=4.2, 鴨子川流域=4.9, 井間川流域=3.6, 山田川流域=4.5, 赤田川流域=4.4, 新川流域=5.4, 和東川流域=11	木津川流域=(5, 37.8), 天神川流域=(5, 3), 井間川流域=(7, 2.9), 山田川流域=(5, 4.3), 赤田川流域=(7, 4.4)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=11.5, 打滝川流域=7.2, 横川流域=4.3	—	木津川上流[岩倉]
	和束町	和東川流域=10.4, 中村川流域=3.9, 南川流域=3.6	—	木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=5.6, 山田川流域=3.8	煤谷川流域=(7, 4.5)	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=44.5	—	木津川上流[岩倉]
丹後	宮津市	大手川流域=6.7, 野田川流域=15.7, 神子川流域=3.2	大手川流域=(6, 3.5), 神子川流域=(5, 3.2)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.1, 竹野川流域=11.8, 大橋川流域=2.6, 福田川流域=4.8, 木津川流域=7.3, 佐濃谷川流域=8, 川上谷川流域=7.2, 栃谷川流域=3, 久美谷川流域=3.7, 吉永川流域=4.1, 小西川流域=3.3, 鱒留川流域=7.5, 新庄川流域=3.4, 俵野川流域=3.3, 三原川流域=4.3, 長野川流域=4.1, 円頓寺川流域=3.7, 大谷川流域=3.6	吉野川流域=(5, 4.4), 宇川流域=(5, 10.5), 竹野川流域=(5, 6.8), 大橋川流域=(5, 2.1), 福田川流域=(5, 4.5), 木津川流域=(5, 6.5), 佐濃谷川流域=(5, 6.6), 川上谷川流域=(5, 7.1), 栃谷川流域=(5, 2.4), 久美谷川流域=(5, 3), 吉永川流域=(5, 3.3), 小西川流域=(5, 2.6), 鱒留川流域=(5, 6), 新庄川流域=(5, 2.7), 俵野川流域=(5, 2.6), 三原川流域=(5, 4.3), 長野川流域=(5, 4.1), 円頓寺川流域=(5, 3.7), 大谷川流域=(5, 2.9)	—
	伊根町	筒川流域=8.7, 長延川流域=4.6, 田原川流域=5.9	長延川流域=(5, 4.6), 田原川流域=(5, 5.7)	—
	与謝野町	野田川流域=11.5, 岩屋川流域=4.4, 加悦奥川流域=5, 滝川流域=6	野田川流域=(5, 5.6), 岩屋川流域=(5, 4.4), 加悦奥川流域=(5, 5), 滝川流域=(5, 6)	—
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=4.6, 久田美川流域=3.7, 岡田川流域=8.2, 松川流域=10.1, 平川流域=3.6, 滝川流域=6.1, 池内川流域=9.5, 河辺川流域=6.2, 志楽川流域=4, 祖母谷川流域=5.9, 与保呂川流域=7.7, 伊佐津川流域=14.3, 高野川流域=4.6, 福井川流域=3.2, 野原川流域=4.7	由良川流域=(7, 35.4), 八戸地川流域=(6, 3.7), 久田美川流域=(6, 3), 岡田川流域=(5, 8.2), 松川流域=(6, 8.1), 平川流域=(6, 2.9), 滝川流域=(6, 4.1), 池内川流域=(5, 9.5), 河辺川流域=(7, 5), 志楽川流域=(5, 3.2), 祖母谷川流域=(5, 5), 与保呂川流域=(5, 7.3), 伊佐津川流域=(5, 12.5), 高野川流域=(5, 4.5), 福井川流域=(5, 3.2), 野原川流域=(6, 3.8)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=10.7, 安場川流域=3.7, 八田川流域=8.9, 上林川流域=17.6	由良川流域=(5, 46.2), 犀川流域=(5, 10.1), 安場川流域=(5, 3.7), 八田川流域=(5, 8.5), 上林川流域=(5, 11.8)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=9.2, 尾藤川流域=4.7, 在田川流域=3.7, 花倉川流域=5.6, 大呂川流域=4.5, 牧川流域=17.2, 和久川流域=7.8, 土師川流域=18.5, 大谷川流域=3.9, 相長川流域=4.7, 雲原川流域=8.6, 佐々木川流域=8.4, 畑川流域=7, 千原川流域=4.2, 直見川流域=6.1, 弘法川流域=2.8, 竹田川流域=19.3, 川合川流域=9.6, 榎原川流域=4.8	由良川流域=(6, 21.6), 宮川流域=(5, 9.2), 尾藤川流域=(6, 3.8), 在田川流域=(6, 3), 大呂川流域=(6, 4.5), 牧川流域=(5, 16.4), 和久川流域=(5, 7.8), 土師川流域=(5, 18.5), 大谷川流域=(6, 3.1), 相長川流域=(5, 3.9), 畑川流域=(6, 5.6), 千原川流域=(5, 4.2), 直見川流域=(6, 4.9), 弘法川流域=(5, 1.4), 川合川流域=(6, 7.7), 榎原川流域=(5, 4.8)	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

注 洪水注意報基準表の見方

(1) 基準値における「…」以上の「以上」は省略した。

(2) 流域雨量指数基準及び複合基準は、主な河川について記載している。

(3) 欄中、「○○川流域=□□」は、「○○川流域の流域雨量指数□□以上」を意味する。

(4) 欄中、「○○川流域=□□, △△」は、「○○川流域の流域雨量指数□□以上かつ表面雨量指数△△以上」を意味する。

(5) 基準が設定されていない市町村等については、その欄を「—」で示している。

(6) 「指定河川洪水予報による発表」の「○○川[△△]」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」とことを意味する。

<参考>

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面や地中を通して

時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
京都・亀岡	京都市	—	—
	亀岡市	—	—
	向日市	—	—
	長岡京市	—	—
	大山崎町	—	—
南丹・京丹波	南丹市	—	—
	京丹波町	—	—
山城中部	宇治市	—	—
	城陽市	—	—
	八幡市	—	—
	京田辺市	—	—
	久御山町	—	—
	井手町	—	—
	宇治田原町	—	—
山城南部	木津川市	—	—
	笠置町	—	—
	和束町	—	—
	精華町	—	—
	南山城村	—	—
丹後	宮津市	1.0m	0.7m
	京丹後市	1.1m	0.8m
	伊根町	1.1m	0.8m
	与謝野町	1.0m	0.7m
舞鶴・綾部	舞鶴市	1.0m	0.7m
	綾部市	—	—
福知山	福知山市	—	—

注 高潮警報・注意報基準表の見方

- (1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- (2) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
- (3) 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。

5 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損失を生ずるおそれがある河川について国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区气象台又は京都地方气象台）が共同して、洪水予報を行うものであり、府内の指定された河川は淀川（宇治川、木津川、桂川）と由良川（土師川）の2河川である。

この洪水予報は、指定河川の名前を冠して行われ、次の種類がある。

{	淀川(宇治川、木津川、桂川)	}	氾濫注意情報（洪水注意報）
			氾濫警戒情報（洪水警報）
			氾濫危険情報（洪水警報）
			氾濫発生情報（洪水警報）
			氾濫注意情報解除（洪水注意報・警報解除）
{	由良川(土師川)	}	氾濫注意情報解除（洪水注意報・警報解除）

伝達方法は、定形化された形式（資料編139～148頁様式⑥、資料編151～152頁様式⑨）を用いて行い、伝達の手段及び経路については、資料編（98、99、102、103頁）に定める。

なお、その区域は次のとおりである。

洪水予報対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発表者
淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市宇治塔之川36番の2地先 } から 右岸 宇治市宇治紅斉25番の8 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統 管理事務所長
淀川幹川 淀川	左岸 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から 右岸 } 海まで	枚方	
淀川支川 木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 } 右岸 相楽郡和束町大字木屋字桶淵22-2 } から幹川合流点まで	加茂	
淀川支川 木津川 上流	左岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで 右岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	岩倉	大阪管区气象台長
淀川支川 桂川 下流	左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 } 右岸 京都市西京区嵐山元禄山町国有林38 } 林班ル小班地先 } から幹川合流点まで	桂	
由良川 下流	由良川 左岸 福知山市前田地先 } から海まで 右岸 福知山市猪崎地先 }	福知山	近畿地方整備局 福知山河川 国道事務所長
	土師川 左岸 福知山市字堀地先 } 右岸 福知山市字土師地先 } から由良川への合流点まで		京都地方气象台長

洪水予報対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発表者
由良川 中 流	左岸 綾部市野田町西ノ谷105番地先から 福知山市前田地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷6番地先から 福知山市猪崎地先まで	綾 部	近畿地方整備局 福 知 山 河 川 国 道 事 務 所 長 京都地方気象台長

洪水予報基準点（京都府関連）

水系名	河川名	基準点	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高水位	備考
淀 川	宇 治 川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	—	
	淀 川	枚 方	4.50	5.40	5.50	6.36	
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06	
	木津川下流	加 茂	4.50	5.90	6.00	9.01	
	木津川上流	岩 倉	6.00	6.70	7.70	10.50	
由良川	由 良 川	綾 部	3.50	5.00	6.00	8.12	
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74	

※ 氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害
 が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位

※ 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

6 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川
 について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

府内においては、淀川（淀川幹川、木津川、桂川）、由良川（由良川幹川、土師川）の2
 河川が指定されており、その概要は以下のとおりである。

	伝達用紙	伝達手法及び経路
淀川向島水防警報 第〇号〇〇	資料編149頁 様式⑦	資料編100、101頁 の伝達経路
淀川枚方水防警報 //		
淀川加茂水防警報 //		
淀川桂水防警報 //		
木津川岩倉水防警報 //	資料編150頁 様式⑧	
由良川幹川・支川土師川福知山水防警報 //	資料編153頁 様式⑩	資料編104、105頁 の伝達経路
由良川幹川綾部水防警報 //		

(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	対 象 水 位 観 測 所					水防警報 発 表 者
		名 称	地 名	位 置	氾濫注意水位	計 画 高水位	
淀川 幹川	左岸 宇治市宇治 金井戸16-5 右岸 宇治市槇島町 槇尾山1-2 から大阪府境まで	向島	京都市伏見区向島橋詰町	河口より 44.90km	2.00	4.11	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		枚方	大阪府枚方市桜町3-32	河口より 25.90km	4.50	6.36	
淀川支川 木津川	左右岸 相楽郡南山城村 地内(三重県境) から幹川合流点まで	加茂	木津川市加茂町北船屋	幹川合流点より 28.60km	4.50	9.01	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		岩倉	三重県伊賀市岩倉	幹川合流点より 57.40km	6.00	10.50	
淀川支川 桂川	左岸 京都市右京区 嵯峨亀ノ尾町から 右岸 京都市西京区嵐山 元禄山町国有林 38林班ル小班地先 から幹川合流点まで	桂	京都市西京区桂浅原町	河口より 50.40km	3.80	5.06	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
由良川 幹川	左岸 綾部市野田町 西ノ谷105番地先 右岸 綾部市味方町 鷲谷6番地先 から海まで	福知山	福知山市寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	近畿地方 整備局
		綾部	綾部市味方町	河口より 51.90km	3.50	8.12	
由良川 支川 土師川	左岸 福知山市字堀地先 右岸 福知山市字土師 地先 から幹川合流点まで	福知山	福知山市字寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	福知山河 川国道事 務所長

(2) 発表の段階

第1段階 待機

水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。

第2段階 準備

水防資材の点検・水閘門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第3段階 出動

水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第4段階 解除

水防活動終了の通知を行う。

(3) 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、概ね次の時期に発表される。

段階	淀川幹川		木津川		桂川	由良川(土師川)	
	枚方	向島	加茂	岩倉	桂	福知山	綾部
第1段階 待機	氾濫注意水位を越す						
	10時間前	8時間前	8時間前	3時間前	8時間前	5時間前	5時間前
第2段階 準備	氾濫注意水位を越す						
	7時間前	6時間前	6時間前	2時間前	6時間前	3時間前	3時間前
第3段階 出動	氾濫注意水位を越す						
	2時間前	2時間前	2時間前	1時間前	2時間前	1時間前	1時間前
第4段階 解除	水防活動の終わるとき						

※ 淀川洪水予報・水防警報発表河川区域図と由良川洪水予報・水防警報発表河川区域図を資料編（226頁）に示す。

7 知事が行う洪水予報

水防法第11条第1項の規定により、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と京都地方気象台は共同して洪水予報を行うものであり、指定する河川は、鴨川、高野川、桂川、園部川の4河川である。

(1) 実施区域等

河川名	区 域		水 位 観測所	洪水予報 発 表 者	指 定 年月日
鴨川 ・ 高野川	鴨 川	左岸：京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸：京都市北区西賀茂上庄田町16番6 から桂川合流点まで	荒神橋	京都土木 事務所長 京都地方 気象台長	平16. 6. 1
	高 野 川	左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64 から鴨川合流点まで			
桂川 中流 ・ 園部川	桂 川	左岸：南丹市日吉町中大向9番1地先から 亀岡市保津町立岩1番地2地先まで 右岸：南丹市日吉町中五味向5番地先から 亀岡市篠町山本下太田20番地先 まで	保津橋 鳥 羽	南丹土木 事務所長 京都地方 気象台長	平20. 6. 13
	園 部 川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小 山		

(2) 洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					備 考
	名 称	所 在 地	氾濫注意水 位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	
鴨川・ 高野川	荒神橋	京都市左京区 吉田河原町 1 4 番地先	1. 60	1. 90	2. 30	
桂川	保津橋	亀岡市保津町 字下中島	3. 30	3. 50	4. 00	
	鳥羽	南丹市八木町 鳥羽	2. 00	2. 20	2. 60	
園部川	小山	南丹市園部町 小山東町藤ノ 木54-1地先	1. 40	1. 70	2. 20	

(3) 発表の種類及び基準

種 類	基 準	警戒レベル 相当情報
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	警戒レベル 2 相当情報
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	警戒レベル 3 相当情報
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。	警戒レベル 4 相当情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。	警戒レベル 5 相当情報

(4) 連絡系統

伝達は、定形化された形式（資料編154～158頁様式⑩）を用いて行い、伝達の手段及び経路については、資料編（106、107頁）に定める。

(5) 洪水浸水想定区域図

洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

洪水予報を実施する河川における洪水浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。（水防法第14条）

8 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防機関の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

(ア) 水防警報（準備）

水防団待機水位（指定水位）に達したとき

(イ) 水防警報（出動）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(ウ) 水防警報（解除）

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※ 水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき

※ 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 水位周知河川における水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

別紙「水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等」のとおり（37頁～40頁）

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

資料編（108～121頁）の連絡系統のとおり

(5) 発表及び通知の形式

・発表の種類及び基準

種 類	基 準	警戒レベル相当情報
氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	警戒レベル2 相当情報
氾濫警戒情報	基準点の水位が避難判断水位に達したとき。	警戒レベル3 相当情報
氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。	警戒レベル4 相当情報
氾濫発生情報	水位周知区間内で氾濫が発生したとき。	警戒レベル5 相当情報

・通知の形式

水位情報の通知は、別紙様式（資料編159～167頁、168～169頁、様式⑫、⑬）により行う。

(6) 水位周知河川における洪水浸水想定区域図

水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。

水位周知河川における洪水浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。（水防法第14条）

<参考図>

水防警報実施区域及び対象水位観測所等を資料編（227～243頁）に示す。

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域		対象水位観測所							発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
鴨川・高野川	鴨川	起点 左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6 終点 桂川合流点	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	m 0.80	m 1.60	m 1.90	m 2.30	m 5.60	京都府 京都土木事務所長	(当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1	洪水予報 実施河川
	高野川	起点 左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64 終点 鴨川合流点									平16.6.1	
桂川	起点	左岸:京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸:京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先	周山	京都市右京区京北周山町	2.50	4.00	4.00	4.70	6.25	京都府 南丹土木事務所長	平17.7.1	洪水予報 実施河川
	終点	左岸:京都市右京区京北枳本町南48番地2地先 右岸:京都市右京区京北枳本町正尺1番地1地先(直轄管理区域界)										
	起点	左岸:南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先(直轄管理区域界)	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	1.10	2.00	2.20	2.60	5.91		平11.6.22	
	終点	左岸:南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先										
	起点	左岸:亀岡市馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸:亀岡市千代川町川関カミ2番地8地先	保津橋	亀岡市保津町字下中島	2.30	3.30	3.50	4.00	5.74			
	終点	左岸:亀岡市保津町立岩1番地2地先 右岸:亀岡市篠町山本下太田20番地先										
山科川	起点 終点	安祥寺川合流点 終点(直轄管理区域界)	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	1.20	2.20	2.20	2.40	5.28	京都府 京都土木事務所長	平17.7.29	平20.5.26
天神川	起点 終点	開き3号橋(市道衣笠鏡石織3号線) 桂川合流点	西院	京都市右京区西院東貝川町	1.80	2.50	2.50	3.20	5.80		平17.7.29	平27.5.29
弓削川	起点 終点	起点 桂川合流点	五本松	京都市右京区京北五本松町セバトロ	1.30	2.40	2.40	2.80	6.74		平18.6.2	平20.5.26
西高瀬川	起点 終点	西大路三条(分水嶺) 鴨川合流点	稲村橋	京都市南区上鳥羽北戒光町	1.90	2.40			5.91		平26.6.13	
小畑川	起点 終点	起点 桂川合流点	大原野	京都市西京区大原野上里紅葉町	1.30	2.20	2.20	2.60	5.74	京都府 乙訓土木事務所長	平13.7.10	平17.7.1
小泉川	起点 終点	起点 桂川合流点	松田橋	大山崎町円明寺地先	1.30	1.90	1.90	2.30	5.40		平18.9.22	平28.6.7

河川名	区域	対象水位観測所							発表者	指定年月日		
		名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知	
普賢寺川	起点	高井橋(府道生駒井手線)	三山木	京田辺市三山木七瀬川地先	0.90	1.20	1.70	2.00	3.88	京都府 山城北土木 事務所長	平17.7.29	平28.6.7
	中間点	新宮橋上流0.2km床固工										
古川	起点	起点	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.80	2.20			5.30		平18.6.2	
	終点	久御山排水機場										
大谷川	起点	極楽橋(市道馬ヶ背線)	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50	2.10	2.80	3.10	3.61		平18.6.2	平28.6.7
	終点	大阪府界										
田原川	起点	城山大橋(国道307号)	荒木	宇治市原町荒木大地1-1	0.80	1.40	1.40	1.70	2.74		平18.6.2	平20.1.10
	終点	門口川谷流点										
弥陀次郎川	起点	起点	弥陀次郎川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	0.40	1.00			2.07		平26.6.13	
	終点	宇治川谷流点										
長谷川	起点	起点	長谷川(城陽市)	城陽市奈島下ノ畔	0.80	1.30			2.50		平26.6.13	
	終点	木津川谷流点										
青谷川	起点	起点	青谷川(山城)	井手町多賀東小字北河原	1.50	2.20			3.48		平26.6.13	
	終点	木津川谷流点										
手原川	起点	起点	手原川	京田辺市薪溜池	0.70	1.30			2.56		平26.6.13	
	終点	木津川谷流点										
天津神川	起点	起点	天津神川	京田辺市田辺棚倉	0.40	0.80			1.25	平26.6.13		
	終点	木津川谷流点										
馬坂川	起点	起点	馬坂川	京田辺市田辺	0.40	0.70			1.19	平26.6.13		
	終点	防賀川谷流点										
防賀川(上流)	起点	起点	興戸(防賀川)	京田辺市興戸東垣内	0.50	0.90			1.50	平26.6.13		
	終点	神矢樋門付近										
防賀川(下流)	起点	手原川暗渠	内里(防賀川)	八幡市内里古宮	1.00	1.50			3.91	平29.6.27		
	終点	大谷川谷流点										
南谷川	起点	起点	南谷川	井手町多賀下川	0.58	1.38			2.28	平26.6.13		
	終点	木津川谷流点										
玉川	起点	起点	井手	井手町井手梅ノ木原	0.66	1.60			3.53	平26.6.13		
	終点	木津川谷流点										
渋川	起点	起点	渋川	井手町下赤田	0.40	0.96			2.18	平26.6.13		
	終点	木津川谷流点										
煤谷川	起点	起点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23	平17.7.29	平20.1.10	
	終点	木津川谷流点										
山田川	起点	古川橋(府道奈良精華線)	山田川	木津川市相楽城下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	平17.7.29	平20.5.26	
	終点	木津川谷流点										
和束川	起点	小瀬川合流点	門前橋	和束町大字原山小字西手地先	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66	平17.7.29	平20.5.26	
	終点	木津川谷流点										
井関川	起点	起点	井関川	木津川市木津町瓦谷地先	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10	平18.6.2	平20.5.26	
	終点	山田川谷流点										

河川名	区域		対象水位観測所						発表者	指定年月日			
			名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位		堤防高	水防警報	水位情報通知・周知	
赤田川	起点 終点	赤田川橋(JR) 終点(直轄管理区域界)	赤田川	木津川市加茂町 大野烏田地先	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40	京都府 山城南土木 事務所長	平18.6.2	平20.5.26	
鳴子川	起点 終点	新鳴子橋(府道上狛城陽線) 木津川谷流点	鳴子川	木津川市山城町北 河原内畑	m 0.40	m 0.90	m	m	m 3.30		平26.6.13		
天神川	起点 終点	起点 木津川谷流点	天神川(木 津川市)	木津川市山城町浜	0.30	0.70			3.56		平26.6.13		
不動川	起点 終点	起点 木津川谷流点	不動川	木津川市山城町平 尾	0.70	1.20			3.26		平26.6.13		
新川	起点 終点	美浪地区付近(L=1.6km) 木津川谷流点	新川(木 津川市)	木津川市加茂町駅 東4丁目	1.00	1.80			1.81		平26.6.13		
年谷川	起点 終点	雲仙橋 桂川谷流点	三宅	亀岡市三宅町	0.60	1.40			3.39	京都府 南丹土木 事務所長	平24.9.4		
曾我谷川	起点 終点	起点 桂川谷流点	余部	亀岡市余部町	0.90	1.50			3.64		平24.9.4		
犬飼川	起点 終点	起点 桂川谷流点	並河橋	亀岡市大井町並河	0.70	1.40	2.10	2.50	4.35		平24.9.4	平29.6.27	
園部川	起点 終点	本梅川合流点 桂川谷流点	小山	南丹市園部町小山 東町藤ノ木地先	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75		平13.7.10	洪水予報 実施河川	
田原川	起点 終点	京都市界 桂川谷流点	殿田	南丹市日吉町殿田 大貝15の2	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17		平19.3.9	平29.6.27	
棚野川	起点 終点	林橋 由良川谷流点	静原	南丹市美山町静原 九鬼ヶ坂28の8番地	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60		平19.3.9	平29.6.27	
高屋川	起点 終点	起点 藤ヶ瀬橋	高屋川橋	京丹波町豊田下川 原7の1地先	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00		平19.3.9	平29.6.27	
須知川	起点 終点	起点 高屋川谷流点	須知川橋	京丹波町須知	1.10	1.60			3.60		平29.6.27		
七谷川	起点 終点	起点 桂川谷流点	七谷川	亀岡市河原林町河 原尻	0.10	1.00			4.03		平26.6.13		
三俣川	起点 終点	起点 桂川谷流点	三俣橋	亀岡市旭町小豆畑	0.40	0.70			2.86		平26.6.13		
犀川	起点 終点	西坂川合流点 由良川谷流点	新庄	綾部市新庄町小字 東81-1地先	1.00	1.70	1.70	2.00	4.59		京都府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30
八田川	起点 終点	起点 由良川谷流点	湊垣	綾部市湊垣町久田 25-8地先	1.10	1.90						平17.7.29	
上林川	起点 終点	神塚橋(府道小浜綾部線) 干倉下橋(農道)	八津合	綾部市八津合町寺 町	1.00	2.00	2.00	2.50	4.93			平18.6.2	平19.5.30
伊佐津川	起点 終点	池内川合流点 終点(海)	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29	平13.7.10		平17.7.1	
志楽川	起点 終点	鹿原川合流点 終点(海)	志楽川	舞鶴市宇田中町50 地先	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02	平17.7.29		平19.5.30	

河川名	区域		対象水位観測所							発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
与保呂川	起点 終点	菅坂川合流点 終点(海)	行永	舞鶴市字行永2066の2	1.00	1.60				京都府 中丹東土木 事務所長	平24.9.4	
米田川	起点 終点	起点 伊佐津川合流点	米田川	舞鶴市字上安	0.45	0.80			2.19		平26.6.13	
和久川	起点 終点	榎原川合流点 由良川合流点	榎原	福知山市大字拝師 小字岡本2054番地	m -0.40	m 0.70	m 0.70	m 1.10	m 2.69	京都府 中丹西土木 事務所長	平17.7.29	平26.6.9
牧川	起点 終点	直見川合流点 由良川合流点	上川口	福知山市下小田小 字荒砂66の1	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73		平17.7.29	平26.6.9
土師川	起点 終点	平石川合流点 終点(直轄管理区域界)	三俣	福知山市字三俣地 先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20		平17.7.29	平26.6.9
弘法川	起点 終点	起点 由良川合流点	下篠尾	福知山市下篠尾	0.90	1.00			2.34		平26.6.13	
宮川	起点 終点	北原川合流点 終点(直轄管理区域界)	二俣	福知山市大江町二 俣	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10		平26.6.13	平26.6.9
大手川	起点 終点	今福川合流点 終点(海)	福田橋	宮津市喜多	1.80	2.90	2.90	3.10				平13.7.10
福田川	起点 終点	公庄川合流点 終点(海)	網野橋	京丹後市網野町小 浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61		平13.7.10	平17.7.1
野田川 上流	起点 終点	滝川合流点 三村橋(府道野田川加悦線)	寺田橋	与謝野町算所	2.30	3.50	3.50	4.10		京都府 丹後土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30
野田川 下流	起点 終点	三村橋(府道野田川加悦線) 終点(海)	堂谷橋	与謝野町字下山田 小字タイ卜田	2.30	3.50	3.50	4.10	6.40			
竹野川 上流	起点 終点	久住川合流点 京丹後市峰山町界	大宮	京丹後市大宮町口 大野小字鯨377番2	1.50	2.00	2.00	2.80			平17.7.29	平19.5.30
竹野川 下流	起点 終点	京丹後市大宮町界 終点(海)	矢田橋	京丹後市峰山町糸 井新田326-2地先	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10			
川上谷川	起点 終点	伯耆谷川合流点 終点(海)	橋爪橋	京丹後市久美浜町 橋爪483地先	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24		平17.7.29	平26.6.9
佐濃谷川	起点 終点	田頓寺川合流点 終点(海)	出合橋	京丹後市久美浜町野 中小字出合361番地	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81		平17.7.29	平19.5.30
筒川	起点 終点	田原川合流点 終点(海)	伊根	伊根町本庄上桜 1530-1地先	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98		平18.6.2	平27.5.29
宇川	起点 終点	山根橋(市道井の内1号線) 終点(海)	宇川	京丹後市丹後町平小 字長楽592番地先	1.50	2.10	2.10	2.60			平18.6.2	平19.5.30
小西川	起点 終点	起点 竹野川合流点	御旅	京丹後市峰山町千歳 210-1地先	1.00	1.20					平28.6.10	

※ 水位については、水位観測所(テレメータ)の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

9 ダム管理者が行う放流連絡

ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって河川の流水の状況に著しい変化を生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。

本府に關係するダムは、次の7ダムである。

	管 理 者	様 式	伝達手段及び経路
(1) 大野ダム	京都府	資料編171～175頁様式⑮	資料編122、123頁
(2) 畑川ダム	京都府	資料編176～182頁様式⑯	資料編124頁
(3) 天ヶ瀬ダム	国土交通省	資料編184～191頁様式⑰	資料編127、128頁
(4) 高山ダム	水資源機構	資料編192～202頁様式⑱	資料編129頁
(5) 布目ダム	水資源機構	資料編203～212頁様式⑳	資料編130頁
(6) 日吉ダム	水資源機構	資料編213～225頁様式㉑	資料編131頁
(7) 和知ダム	関西電力㈱	資料編183頁様式⑰	資料編125、126頁

第2節 地震及び津波に関する予警報等

1 津波警報等

(1) 発表機関及び予報区

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として都道府県支庁程度の区分）に分けられている。京都府は、全域が一つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

(2) 種類と内容

ア 種類・発表基準・発表される津波の高さ等

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込

			まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1：津波による災害のおそれなくなると認められる場合、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注3：京都府の津波予報区は「京都府」である。

(イ) 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 伝達

ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される予報文に京都地方气象台が頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波予報が含まれることがある。

イ 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び伝達経路については、資料編(132頁)に定める。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、

津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。ただし、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

なお、水防活動用の特別警報は行われぬ。

2 地震情報及び津波警報等

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

(1) 地震情報及び津波警報等の種類と内容

地震情報及び津波警報等の種類と内容は次のとおりである。

地震情報及び津波警報等の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（注1）（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 注1	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 注1	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注2）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注1：京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

注2：京都府の津波予報区は「京都府」

注3：京都府内の地点は「舞鶴」

(2) 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。

- ア 津波に関する情報は「京都府」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。
- イ 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- ウ 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - (ア) 京都府内で震度3以上
 - (イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
 - (ウ) その他の府県で震度6弱以上

- エ 各地の震度に関する情報
京都府内で震度 1 以上の地震を観測したとき。
- オ 遠地地震の震源・震度に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- カ その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

(3) 情報の伝達

京都地方気象台が行う地震情報及び津波警報等の伝達方法は、次による。

- ア 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部又は大阪管区気象台から発表される情報文に京都地方気象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。

また「各地の震度に関する情報」については、京都府で震度 1 以上を観測した地点を伝達する。

- イ 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路については、資料編（133頁）に定める。

第3節 情報等の伝達

水防活動に利用する予報警報及び情報等の伝達系統、伝達手段は以下のとおりである。

(1) 伝達系統

予報警報等の種類ごとに伝達に使用する用紙を資料編135～225頁に、伝達系統及び手段等（非常の場合を含む）を資料編97～133頁に定める。

(2) 予備的方法の経路

伝達系統図中（予備的方法）とは、主たる系統の万一の障害に備えるため、これとは別に設定された伝達系統をいう。

(3) 伝達機関の責務

伝達に携わる各機関は、迅速確実な伝達を確保するための体制を確立する。

ア 担当者の習熟を図る。

イ 通信回線の障害その他、非常の場合の伝達手段の確保に努め、これらの相互の確認と連携の強化に努める。

ウ 各機関は、受報用紙等の所在を明確にし、適宜に補給し、様式の改正等によって廃棄された様式の確実な処分など、伝達上の行き違いや錯乱の未然の防止に努める。

(4) 受報者のとるべき措置

予報警報等を受報した機関は、あらかじめ定められた方法により関係者及び住民に周知するとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

(5) その他

ア 「確認」

伝達系統図中「確認」とは、情報の重要性から主たる系統のほかに、これとは別に並行して伝達系統を設定したものをいう。

イ 「サービス情報」

法的根拠はもたないが、管内情報又は、参考情報として伝達する情報をいう。